

錦江町農業委員会総会議事録

○ 開催日時 平成25年6月20日(木) 午後3時00分から

○ 開催場所 錦江町 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長		宿利原勝吉			
会長代理		近川 正人	欠席届有り	
委員	2番	鈴 一磨			
〃	3番	東郷 輝昭			
〃	4番	木原 光郎			
〃	5番	厚ヶ瀬博文			
〃	6番	黒瀬 正			
〃	7番	牧原 昇			
〃	8番	鍋 康博			
〃	9番	樋渡 俊信			
〃	10番	平原 栄			
〃	12番	貫見 和洋			
〃	13番	鮫島 廣幸			
〃	14番	猪鹿倉昭雄			
〃	15番	落司 順一			
〃	16番	畠中 正秋			
〃	17番	寺田 郁哉			
〃	18番	安水 義文			
〃	19番	徳永 哲朗			
〃	20番	基 岸澄			
欠席委員	会長代理	近川 正人			
事務局職員	事務局長	坂元博美	書記	折久木まり子	書記 中野好太郎

○ 議事日程

1、開 会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第11号 農地法第3条許可申請について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議案第13号 錦江町農業振興地域整備計画の変更(除外)について

議案第14号 非農地証明願いについて

議 長 只今より平成25年度第3回錦江町農業委員会定例総会の会議を開会いたします。

今日は、近川委員から欠席の届けがありました。委員20名中19名の出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に9番樋渡委員と10番平原委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局 (会務報告と説明)

議 長 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員 (発言なし)

議 長 ないようでありますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

「議案第11号 農地法第3条許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第11号 「農地法第3条許可申請について」説明します。

まず、農地法第3条許可申請受付番号3号の譲渡人は K・Sさん、T自治会の方です。一方、譲受人は I・Tさん、K市在住の方です。申請地は、馬場字寺前ノ上2011番、地目は台帳、現況ともに田、地積は767㎡です。

Iさんの経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地469㎡、小作地2,252㎡で、水稻、馬鈴薯を主に経営をされています。農地の取得要件の下限面積は問題ありません。農業機械の所有状況は、本人所有はないとのことで、借用で対応されているようです。

この農地は、Iさん所有の田に隣接していることから、農地集積のための所有権移転となります。担当調査委員は10番の平原委員です。

次に、受付番号4号と5号は関連がありますので、続けて説明します。

受付番号4号の譲渡人は O・Tさん H自治会の方です。一方、譲受人は Tさんと同じ敷地内に居住されている息子の Kさん です。この申請は、親から子への贈与による所有権移転となっています。申請地は、

- ・田代川原字早瀬1066番、地目は台帳、現況ともに田、地籍は495㎡

次が、田代川原字鎮守ヶ尾3030番、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は699㎡

次が、田代川原字坂元3319番1、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は3,550㎡

次が、田代川原字下谷河3418番、地目は台帳、現況ともに田、地籍は916㎡

次が、田代川原字下谷河3433番、地目は台帳、現況ともに田、地籍は309㎡で、5筆の合計は5,969㎡となっています。

受付番号5号の譲渡人は O・Kさん で、O・Tさんの奥さんですが、現在はNに入所されています。この申請も、親から子 Kさん への贈与による所有権移転となります。申請地は、

- ・田代川原字小路3321番、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は3,338㎡ と
- ・田代川原字釜牟田3541番1、地目は台帳、現況ともに田、地籍は536㎡で、

2筆の合計は、3,874㎡、7筆の合計は9,843㎡となっています。

この2件の申請にある農地は、現在は、Kさんが管理されており、農家台帳の農業者も Kさん となっています。

主な作物は、水稻、甘藷で、農業機械は、トラクター、バインダー、田植機、草払機を所有されています。農地の下限面積は問題ありません。

Kさんは、現在は、兼業農家ではありますが、農作業従事については、年間従事ができるよう記載があり、農作業歴も40年となっています。

担当調査委員は、14番の猪鹿倉委員です。

次に、受付番号6号と7号についても関連がありますので、続けて説明します。

受付番号6号の譲渡人は T・Hさん J自治会の方です。一方、譲受人は J・Kさん で R自治会の方です。Kさんは、J・Tさんの息子さんで、後継者として就農されている方で、Tさんと同居されています。この申請は、売買による所有権移転となっています。申請地は、

- ・城元字鷲ヶ尾2990番2、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は1, 725㎡と
- ・城元字鷲ヶ尾2990番3、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は648㎡で、

2筆の合計は 2, 373㎡となっています。

受付番号7号の譲渡人は M・Mさん R自治会の方です。これも、 J・Kさん への売買による所有権移転の申請です。申請地は、

- ・城元字鷲ヶ尾2990番4、地目は台帳、現況ともに畑、地籍は2, 803㎡です。

3筆の合計は、5, 176㎡となります。農地の下限面積は問題ありません。

この2件の申請にある農地は、現在は、普通畑ですが、 J・Kさん が、茶経営面積拡大のために取得されるものです。

農業機械は、トラクター、耕うん機を所有されていますが、茶園管理に必要な機械等は、父親のTさんが構成員である農業生産法人が所有するものを利用されています。

担当調査委員は、4番の木原委員です。

次に、受付番号8号について説明します。

譲渡人は N・Mさん H自治会の方です。一方、譲受人は 農業後継者として、同じ敷地の別棟に居住されている息子の Tさん です。 この申請は、親から子への贈与による所有権移転となっています。申請地は、

- ・田代川原字釜牟田3523番1、地目は台帳、現況ともに田、地籍は348㎡と
- ・田代川原字釜牟田3525番、地目は台帳、現況ともに田、地籍は419㎡で、

2筆の合計は、767㎡となっています。農地の下限面積は問題ありません。

申請にある農地は、Tさん 名義の田に隣接してしまして、畦畔もなく1枚の水田となっています。農家台帳の農業者も Tさんとなっています。

主な作物は、水稲、甘藷で、農業機械は、トラクター、耕うん機を所有されています。

登志也さんは、農作業歴が15年で、農作業も年間従事ができるよう記載があります。

担当調査委員は、14番の猪鹿倉委員です。 以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありました。平原委員から順次、調査報告をお願いします。初めに、10番の平原委員をお願いします。

10番
平原委員

報告をいたします。只今、説明があったようにですね、IさんとKさんの田んぼが隣接した場所であって、Kさんの方からIさんに、子供もいないし、高齢なので、管理もできないから買ってもらえないかということで、Iさんが買われたものです。

場所は、Rからまっすぐ100メートル上がったところの右側です。

Iさんにつきましては、先ほど、機械はなくて借りているということでしたが、最近、耕うん機、管理機を近くの農業をやめられた方から買われたそうです。トラクターも近々、買われるとのことでした。

Iさんは、Oの田んぼはいいから、まだほしいということでしたので、今後、また、相談があるような気がいたします。

ちなみに、価格は反当り100万円の76万円です。 以上です。

議長

ありがとうございました。 つぎに、14番の猪鹿倉委員の調査報告をお願いします。受付番号8号についても、いっしょをお願いします。

14番
猪鹿倉委員

報告します。先ほども説明がありました。Tさん、Kさんは夫婦でございまして、二人とも高齢ということで、K君に譲るといってございまして、K君も、先ほど、兼業農家ということでしたが、現在、〇〇会社に勤めておられて、朝5時ころから昼の11時頃まで働いて、その後農作業をするということです。

現地調査の中で、米や甘藷が植えてあり、管理もされていますが、下谷河3418番と3433番、それと、Kさんの釜牟田3541番1については、草が茂っていましたので、草を刈るように要望しておりましたところ、昨日までに草刈りも済んだとのこと、今朝ほど、現地に行ってみましたところ、きれいに刈ってありました。

8号のNさんの土地ですが、資料にあるとおり元々面積の狭い田んぼでありましたが、豪雨で山が崩れて土砂が流れ込んできたため、復旧の時に1枚の田んぼに造成したもので、広くていい田んぼになっています。作業をするにも相当いいんじゃないかと思えます。 以上です。

議長 ありがとうございます。 つぎに、4番の木原委員の報告をお願いします。

4番
木原委員 受付番号6号と7号について説明いたします。
この6号、7号については、1月の定例会において買いたいという斡旋申し出がありまして、私が斡旋委員になり斡旋成立したものであります。
要件については、局長の方から説明がありましたが、KさんはTさんの二男になられる方で、現在、有限会社〇〇の方に勤務されています。従いまして、週3日休みが取れるのと時間外等で自分の農地は管理ができるということで、労働時間は十分確保できるという判断であります。
金額につきましては、一応、買いたいということでありましたので、買い手の方の親根を出してもらいまして、反当40万円でどうだろうかという話になりまして、その金額で進めていました。
7号のMさんについては、Jさんがいわれる金額で良いということでありましたけれども、Tさんの方がもうちょっと頑張ってもらえないかということでありまして、Tさんの方が40万円で試算すれば92万円位になりますので、これを8万円上げてちょうど100万円ということで、そして、Mさんの方も合わせるということで40万円で試算すれば112万円になりますので、8万円上げて120万円ということで契約をいたしました。
ただ、Tさんの方ですね、枝番の3の方が相続がされてなくて、相続手続きに経費がかかるのではないかとということで、この相続にかかる経費をJさんの方で持つという条件で成立させております。 以上です。

議長 ただ今、それぞれの担当委員から調査報告がありましたが、受付番号3号から8号までについて、質問、異議等はありませんか。

2番
鈴木委員 Tさんの相続手間は、Jさんが見るとということですか。

4番
木原委員 はい。

2番
鈴木委員 だいたいで良いんだけど、相続手続きは経費的にはどれくらいかかるの。

4番
木原委員 それをですね、代書さんに聞けばわかったかも知れませんが、Jさんには今日も確認しましたけれども、まだわからないとのことで、名義変更と一緒にお金は払うとのことでした。 4～5万円はかかるのではないかと思います。

2番
鈴木委員 このようなことは、これからも出てきそうな気がするものだから、どっちが見るかの話になるがなあと思って。

4番
木原委員 Tさんの方が、ちょっと。 まかせたら、いつまでたっても相続の手続きをしないんじゃないかと私が判断しまして、相談をしたところですよ。
場所は、W団地の中ですので、いずれも隣接地で、1枚の状態です。

議長 他にありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。「議案第11号農地法第3条許可申請について」を採決します。お諮りします。 議案第11号は、原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。したがって、「議案第11号農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に 「議案第12号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」 を議題とします。 事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、「議案第12号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」説明いたします。

初めに、受付番号20号と21号については、貸し人、借り人ともに同一ですので、続けて説明いたします。この2筆の貸し人は、K・Mさん、A・Nさんの娘さんで、K市在住の方です。申請地は、

20号が、神川字ホケノ頭7627番1、現況地目は畑、地積は、4,054㎡のうち1,200㎡

21号は、神川字村ノ出口7836番3、現況地目は畑、地積は、8,116㎡のうち500㎡で、

2筆の合計は1,700㎡となります。

貸付期間は平成25年6月20日から平成30年12月14日まで、小作料は全部で27,000円となっています。

借り人は、K・Tさん、K自治会の方です。経営規模は、世帯員1、労働力1、雇用労働力1、自作地はなくて、利用権設定を結んでいないシキミの小作地がいくらかはあるようです。シキミ栽培を専門に経営されているようです。農業機械等の所有状況は、軽トラックのみと伺っています。

担当調査委員は、5番の厚ヶ瀬委員です。

次に、受付番号22号について、説明します。

貸し人は、20号、21号と同じK・Mさんです。申請地は、

・神川字小屋ノ前7770番7、現況地目は畑、地積は、616㎡です。

貸付期間は平成25年6月20日から平成30年12月14日まで、小作料は10,800円となっています。

借り人は、T・Tさん、S自治会の方です。経営規模は、世帯員1、労働力1、雇用労働力1、この方も自作地はなくて、小作地としては、利用権設定を結んでいない枝物がいくらかと〇〇のサカキ19,600㎡があるようです。枝物を専門に経営されているようです。農業機械等の所有状況につきましては、軽トラックのみと伺っています。

担当調査委員は、5番の厚ヶ瀬委員です。

次に、受付番号23号から28号については、借り人が同一ですので、続けて説明します。

まず、受付番号23号の貸し人は、F・Mさん、S自治会の方です。

申請地は、

・城元字中代迫3638番1、現況地目は畑、地積は、4,096㎡、小作料は、30,000円です。

次に、受付番号24号、25号の貸し人は、Y・Sさん、K自治会の方です。

申請地は、

24号が、城元字水越3191番、現況地目は畑、地積は、6,962㎡

25号は、城元字不動ヶ上2543番、現況地目は畑、地積は、1,575㎡で、2筆の合計は、8,537㎡、

小作料は、それぞれ45,000円と13,000円です。

次に、受付番号26号から28号の貸し人は、T・Tさん、R自治会の方です。

申請地は、

26号が、城元字宇都ノ上2886番、現況地目は畑、地積は、1,737㎡

27号は、城元字宇都ノ上2887番1、現況地目は畑、地積は、470㎡

28号は、城元字道ノ迫2527番、現況地目は畑、地積は、2,046㎡で、3筆合計、4,253㎡です。

小作料はそれぞれ、15,000円、5,000円、15,000円となっています。

6筆の合計面積は、16,886㎡となります。

貸付期間は、いずれも平成25年6月20日から平成30年12月14日までとなっています。

借り人のI・Kさんは、O自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、雇用労働力は3人で300日、自作地はなくて、利用権設定を結んでいない小作農地で甘藷、高菜、生姜等を栽培されています。農業従事日数は、300日、農業機械等については、トラクター、トラック、管理機となっています。

担当調査委員は、10番平原委員です。

次の受付番号29号は、貸し人が S・Mさん、K市在住の方です。申請地は、
・田代麓字中村上原5558番1、現況地目は畑、地積は、1,258㎡です。
貸付期間は平成25年7月1日から平成35年12月14日まで、小作料は、10,000円と
なっています。

借り人は、M・K人さん、N自治会の方です。経営規模は、世帯員3、労働力3、自作
地22,081㎡、小作地45,496㎡で、主に飼料作物を生産されています。農業従事日数は、3
00日、農業機械の所有状況は、トラクター、モアア、ロールベアラ、ラップマシーンと
なっています。

担当調査委員は、12番貫見委員です。

次の受付番号30号は、貸し人が M・Yさん、K市在住の方です。申請地は、
・田代川原字道ノ迫3116番5、現況地目は畑、地積は、2,419㎡です。
貸付期間は平成25年7月1日から平成35年12月14日まで、小作料は、10a 当り5,000円で
あります。

借り人は、農事組合法人 N さん、M町に拠点を置く法人です。経営規模は、構成
員8、従事者数23、自作地63,120㎡、小作地29,623㎡で、主に大豆、野菜、飼料作物等
を生産されています。農業機械の所有状況は、トラクター3台、コンバイン2台、小型管
理機4台となっています。

担当調査委員は、12番貫見委員です。

次の受付番号31号は、貸し人が H・Kさん、S自治会の方です。申請地は、
・神川字川路中迫1692番1、現況地目は畑、地積は、4,659㎡のうち1,700㎡です。
貸付期間は平成25年7月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、2年目から11,9
00円となっています。

借り人は、K・Hさん、S自治会の方です。経営規模は、世帯員4、労働力3、自作
地4,718㎡、小作地3,351㎡で、水稻、馬鈴薯、インゲン等を生産されています。農業従事
日数は、250日、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、耕うん機、管理機
となっています。

担当調査委員は、15番の落司委員です。

次の受付番号32号は、貸し人が N・Iさん、O在住の方です。申請地は、
・神川字洪水4667番1、現況地目は畑、地積は、456㎡です。
貸付期間は平成25年6月20日から平成30年12月14日まで、小作料は、“なし”となっ
ていますが、これについては、当該農地が遊休化していたため、その解消対策として隣接す
る農地を所有されている S・Hさんを借り人として、使用貸借を結ぶものです。

S・Hさんは、K自治会の方です。経営規模は、世帯員2、労働力2、自作地13,200
㎡、小作地は“なし”で、主に野菜類を生産されているようです。農業従事日数は、30
0日、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック、茶荒刈り機となってい
ます。

担当調査委員は、19番徳永委員です。

次の、受付番号33号から38号については、親子間による使用貸借の申請です。

貸し人の K・Kさんと借り人の K・Mさんは、K自治会に同居されています。

申請地は、

33号が、神川字水流2872番、現況地目は田、地積は、992㎡

34号は、神川字木場下2892番、現況地目は田、地積は、733㎡

35号は、神川字前田2971番1、現況地目は田、地積は、153㎡

36号は、神川字寺ノ上4844番、現況地目は畑、地積は、3,787㎡

37号は、神川字琵琶ノ崎5223番1、現況地目は畑、地積は、1,875㎡

38号は、神川字琵琶ノ崎5295番1、現況地目は畑、地積は、3,572㎡

6筆の合計は11,112㎡です。

貸付期間は平成25年7月1日から平成35年12月14日までで、使用貸借のため小作料は発生
しません。

担当調査委員は、19番徳永委員です。 以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、厚ヶ瀬委員から順次、調査報告をお願いします。初めに、5番の厚ヶ瀬委員をお願いします。

5番厚ヶ瀬委員 | 報告をいたします。受付番号20号と21号の貸し人は、A・Nさんですが、今年に入って、体調を崩されまして入院されたということで、シキミ畑なのですが、後の管理作業ができないということで利用権設定をした訳でございます。

借り人のKさんは、今まで〇〇をやりながらシキミもやっていたということで、今回話をしましたら、今後は、シキミ一本で頑張っていって、借りられる畑等があったら借りていきたいと意欲のある方でございました。

農業機械の所有は、軽トラックだけとなっておりますが、動力噴霧機もあるそうです。それから受付番号22号の貸し人も Nさんですが、これも経緯は20号、21号と同様です。

借り人のT・Tさんは、現在〇〇のサカキを管理、生産されているということで、今後は、シキミとサカキを年間を通して作業を行うということで、意欲のある方でございます。

農業機械の所有に関しても軽トラックと動力噴霧機があるということで伺っております。以上です。

議長 | ありがとうございました。つぎに、10番平原委員の報告をお願いします。

10番平原委員 | 報告いたします。23号から28号までは借り人は一緒ですので、まとめて報告いたします。

この Fさん、Yさん、Tさんの分は、Iさんのお父さんの時代から借りていて、今回、色々事情がございまして、K君の方が後を継いでするということですので、今回新規で上がってきたものでございます。

I君は、意欲があり、また、色々と広げていきたいということでございました。作物については、甘藷、高菜、生姜という風になっております。まだ、他にもいろいろあるけど、今からも一生懸命頑張っていきたいという、意欲を持っている青年でございました。また何かあったら、我々もまた協力していきたいなあという風に感じました。以上です。

議長 | ありがとうございました。つぎに、12番貫見委員の報告をお願いします。

12番貫見委員 | 報告いたします。受付番号29号の借り人のM・Kさんは、畜産の専門農家です。後継者もおられまして、全て農地も良く管理されております。

また、他の要件もすべて満たしているもので、問題はないかと思えます。

受付番号30号の借り人は、N、これはM町にありまして、TにありますJと関連しているところでございます。ここもまた、農地も良く耕うんされておりました。大豆を作るといふことであり、雇用も十分ありましたので、問題はないかと思えます。終わります。

議長 | ありがとうございました。つぎに、15番落司委員の報告をお願いします。

15番落司委員 | 31号について報告いたします。この畑は、運動公園の近くにございまして、耕作放棄地になっておりまして、今回、耕作放棄地解消事業で整備ができるということで、整備をした後を借りないかということで、K君に見せたところ、ここだったら貸してくださいということでありました。

K君は、若くて、まだ独身ではございますが、親と一緒にするというので、機械等も親が持っておりますので、それを使いながら農業を一緒にやっていくということでございます。

やる気は十分ありますので、楽しみにしているところでございます。

以上で終わります。

議長 | ありがとうございました。つぎに、19番徳永委員の報告をお願いします。

19番 徳永委員 32号を説明いたします。32号の土地は先ほどもありましたとおり、遊休地でありまして、ここ3年くらい荒れ放題になっていて、遊休地解消の指導もしていましたが、隣接地のSさんの方が作りましょうということで、成立したものです。Sさんは、自分の土地の大半はお茶畑ですが、このNさんの隣接地はたまたま野菜を作っておりましたので、そのまま土地を活用して、野菜を作っていくという内容です。定年退職後、3年になりますけれども農業に専従しておられる方です。借り人の要件についても問題はないと思います。

33号から38号のK・Kさん、Mさんですが、親子です。農業者年金をKさんがもらっております。その関係でMさんの方にすべて使用貸借を結ぶという内容です。現在も耕作している土地ですので問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただ今、それぞれの担当委員から調査報告がありました。が、受付番号20号から38号までについて、質問、異議等はありませんか。

18番 安水委員 20号と21号、それと31号なんですが、一部だけを借借りられているんですけども、残りの分の状況を教えていただきたいのですが。

15番 落司委員 31号でございますが、4,659㎡のうち1,700㎡でございますが、3反近くは茶が植えてあって、別な人に貸してあります。

5番 厚ヶ瀬委員 20号ですが、シキミが1反2畝植えてあるわけですが、周囲は木が茂っております。

事務局 今、厚ヶ瀬さんが言われたように、20号と21号は、地目は元々山になっております。山林です。この山林の一部をAさんの方が、シキミを植えられて、畑にしていらっしゃるということで、それをそのまま借りられるということで、一部になっています。

18番 安水委員 畑は、これだけしかないということですか。

事務局 はい、そうです。道路に接続しているところの一部を畑にして、シキミを植えていらっしゃるということです。

18番 安水委員 わかりました。

議 長 他にありませんか。

全委員 なし。

議 長 異議なしと認めます。「議案第12号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を採決します。お諮りします。議案第12号は、原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 なし。

議 長 異議なしと認めます。したがって、「議案第12号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に「議案第13号錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第13号錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について」説明します。

資料の10ページから関係書類の写しを添付してあります。
この件につきましては、平成25年6月6日付で申請者から錦江町長へ申し出があり、6月10日付で町長から農業委員会に対し、意見を求められているものです。
申請者は、株式会社 K、N市に拠点を置く事業体です。申請地は、
・馬場字堂ノ後2141番1、地目は台帳現況ともに田、地積は、1,687㎡
もう1件が、馬場字堂ノ後2141番2、地目は台帳現況ともに田、地積は、1,643㎡で、
2筆の合計面積は、3,330㎡となっています。
変更区分は、除外です。
変更理由及び内容は、店舗建設のために、現況の田から店舗用地へ変更するものです。
代替地についての検討結果及び農用地転用許可申請にかかる農業振興地域除外についての周辺農地所有者の同意の他、事業計画の概要等についても添付してありますので、確認してください。
この件に関する調査委員は、10番平原委員です。 以上です。

議 長 それでは、ただ今事務局から説明がありました。調査報告を10番平原委員にお願いします。

10番平原委員 報告します。ただ今、事務局の方から説明がありましたとおり、株式会社 Kが店舗建設予定地としている農地が、大根占水田の一部で、農振・農用地区域内にあるため農用地の除外をしたいということで申請があったものでございます。農業委員会に意見を求められたものでございますが、6月18日に、会長、事務局、農振担当者の立会いの下、現地調査をおこないました。
場所は、国道より西側で、資料にもありますとおり周囲の同意も得てございますし、また他の施設等も建設されていることを考慮すると除外の申請はやむを得ないかと思えます。 以上です。

議 長 ただ今、平原委員から調査報告がありました。この件について、質問、異議等はありませんか。

15番落司委員 場所は、どこへんな。

10番平原委員 場所はですね、Rのすぐ隣です。国道沿いの西側です。

議 長 他にありませんか。

全委員 なし。

議 長 異議なしと認めます。「議案第13号錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について」を採決します。
お諮りします。議案第13号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。したがって、「議案第13号錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

それでは、ただ今から15分間の休憩とします。

議 長 それでは、休憩前に続きまして会議を再開いたします。

「議案第14号非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 | それでは、「議案第14号非農地証明願について」説明いたします。
申請人は、 O・T さん H自治会の方です。申請地は、
・田代川原字小路3326番1、地目は、台帳畑、現況宅地、地積は1,388㎡
次が、田代川原字小路3331番3、地目は、台帳畑、現況原野、地積は281㎡
次が、田代川原字下谷河3433番1、地目は、台帳畑、現況雑種地、地積は287㎡
の3筆です。
この件につきましては、当初、3条の許可申請にあったOさんの贈与に関する案件と一
連で申請がありましたが、現況が農地でないことがわかりましたので、「非農地証明願」
で申請をしてもらったものです。
会務報告でも、報告しましたとおり、18日に息子の K さんに立ち合いを求め、宿
利原会長と調査委員の猪鹿倉さん、事務局は支所の担当職員を含め3名で現地の確認もし
たところであります。
調査報告につきましては、14番猪鹿倉委員にお願いします。
以上です。

議 長 | ただ今事務局から説明がありましたが、調査報告を14番猪鹿倉委員にお願いします。

14番
猪鹿倉委員 | 報告します。今、事務局より報告がありましたとおり、去る18日に申請人の代理人
及び会長、私、事務局の3人と現地調査をしました。
申請地は、全てH自治会内で、農用地区域外のところ。地番3326の1は自宅に隣接
しており、昭和48年頃牛舎を建設しています。また、地番3331の3も自宅に隣接し周りは
山林で、現況は原野になっています。地番3433の1はHさんの所有で、現況は雑種地
です。
今回の非農地の証明については、やむを得ないと思われ。以上で終わります。

議 長 | ただ今、猪鹿倉委員から調査報告がありましたが、この件について、質問、異議等はい
りませんか。

18番
安水委員 | これは、始末書はつけなくてもいいの。

事務局 | 牛舎を昭和48年頃建てられたということで、現在は畜産はやめていらっしゃるん
ですが、それが朽ちかけたまま残っています。
建物があるということで、転用許可にした方がいいのかどうか、県に問い合わせをし
たらですね、県は、非農地の証明をする要件に合っていれば出していいということ
だったので、参考資料で、人為的に転用した土地であってもですね、転用の事実行為から
すでに15年ないし20年以上経過していれば非農地証明を発行しても法令上問題がな
ければ良いという解釈ですね。諮ってあるのがあったので、そのまま始末書は取ら
ずに、非農地証明ということにしました。

19番
徳永委員 | じゃ、法令上問題はないということ。

事務局 | 法令上問題はないというか、非農地証明としては、問題ないのではないかと。
農振・農用地内にあってですよ、周りが農地でというような場所であって、いろ
んな転用の許可を得ると同等の手続きをしないといけないとなっているわけ
ですけど、このKさんの牛舎となっているところは、自宅の奥で、周りはほとん
ど山なんですよ。畑も自分の畑だけですね、周りに対して影響がないところ
であったということと牛舎が建てられたのが40年前だったということで、非
農地証明でいいのかなと判断しました。

20番
基委員 | いいですか。 3433の1、これは今はHさんの土地になっているということですか。

事務局 | はい。

20番
基委員 | これも同様の扱いですか。

事務局 | 実際は、売買で売ってらっしゃるみたいなんです、名義はOさんの名義
のままということですね。今回はOさんの方に非農地証明願の申請をしていただき
ました。

これは、名義がおばあさんのKさんという方の名義なのですが、それ以前にですね、60年以上前に売買はされていたようです。

ですから農地法が始まる前に売買はされていて、Hさんの方にですね。そのまま名義は変わらないのではないかとということで、放っておかれたらしいのですが、最近になって、名義、登記が変わることを聞かれたということで、Hさんへ名義を直したいということです。

20番
基委員
事務局

20年、30年前の用途変更は、地籍調査のときに変えられるということですよ。

実際、地籍調査をするときに、ここの土地が、平成15年の地籍調査のときに地目が変わらなければいけなかったんですけど、それが変わってなかったの、今回、非農地証明願いを出されたところですよ。

何でもかんでも変えていいということではないですが、相当数、例えば20年以上経過していたりとか、農地法施行前というのをですよ、今から始末書をどうのこうの言ってもですよ、当事者は実際いないわけですよ。その場所が、周りが農地の中にあるところだったら、また問題もあるかもしれませんが、ここは宅地内なので。

18番
安水委員

流れとしては、実際に始末書を書いてもらっての方が、今までもそのようなものは始末書を書いてもらって許可しているわけだから、この申請もそうした方がいいのではないかと思うし、それと昔の話で、宅地と畑で固定資産税も違ってくるはずですが、その辺は町が許可することだから、農業委員会とはまた別かもしれないけど、その辺も、関連したときに、どうなのかなと思います。

それでいいのか、悪いのか。

宿利原会長

現地の写真があれば良かったんだろうけど、現地は、畑としては見れないような状況でした。

牛舎も形だけが残っていて、何も入っていない状況でした。

18番
安水委員

始末書でもあれば、良かったんだろうけど。

2番
鈴委員

当事者が、今はおらんとに始末書もないもねが。

10番
平原委員

地籍調査の時、直しちよげばない事もなかったたつどん。
地籍で、そんな時の現況に直せば良かったっで。

議 長

他にありませんか。

全委員

なし。

議 長

お諮りしますが、先ほどから出ています始末書の件については、事務局からも説明があったとおり、現況非農地ということで、始末書は取らないことよろしいですか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。「議案第14号非農地証明願について」を採決します。
お諮りします。議案第14号は、原案のとおり証明することに異議ございませんか。

全委員

なし。

議 長

異議なしと認めます。したがって、議案第14号非農地証明願については、原案のとおり証明することに決定しました。

以上で平成25年度第3回錦江町農業委員会定例総会の附議事項を終了いたします。

会長

9番

10番

議事録調整者 折久木まり子